

第1 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」といいます。）の定めるところにより設立された法人をいいます（法第22条）。

1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉事業とは、法第2条第2項（第1種社会福祉事業）及び第3項（第2種社会福祉事業）に掲げられた事業をいいます（別表1・3～7頁参照）。
- (2) 第1種社会福祉事業は、公共性の特に高い事業であり、その対象は、社会的弱者ともいふべき人々であることから、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則としています（法第60条）。
- (3) 第2種社会福祉事業は、これにより社会福祉の増進を図ることを主な目的とする事業であり、これに伴う弊害のおそれが比較的少ないことから、その経営主体には、特に制限は設けられていません。
- (4) 社会福祉法人は、上記以外にその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます（法第26条）。
- (5) 社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないことを社会福祉法人の経営の原則としています（法第24条第1項）。
- (6) 社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければなりません（法第24条第2項）。

2 社会福祉法の定めるところにより設立された法人

- (1) 法人とは、一定の人の集まり又は財産の集まりが、それ自体（具体的には、法人代表者の名前）で、あたかも個人と同様に法律上の権利を取得したり、義務を負担したりすることのできる制度をいいます。したがって、法人代表者名で行った契約の効果は、代表者個人とは関係なく、その法人自体に帰属します。
これにより、事業経営の健全化及び安定化を図ることができます。
- (2) 社会福祉法人を設立するには、その公共性の強さから一定の事項を定め、所轄庁の認可を受けることが必要です（法第31条第1項）。

所轄庁は、その法人の行う事業の及ぶ区域により次のように区分されています（法第30条）。

所 轄 庁	範 囲
市 長	主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの
都道府県知事	所轄庁が市長又は厚生労働大臣でないもの
厚生労働大臣	2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めたもの

- (3) 社会福祉法人は、この設立の認可後、その主たる事務所の所在地において設立の登記することにより成立することになります（法第34条）。

3 その他

法人の行う事業については、「最低基準その他の要件を現に満たして事業を行っている、又は近い将来それらの要件を満たす見込みが確実である」場合のみ認可されることになっています。将来行うとする事業（即ち、社会福祉法人が設立された場合、直ちに行うことのできない事業）を、定款に列挙することは許されません。

このような事業については、将来必要な要件を具備し、着実な計画のもとに確実に事業を行い得る段階に至った時、定款変更の認可申請をし、その法人の事業の中に当該事業を加えることとなります。このことは、公益事業及び収益事業についても同じです。

要するに、定款に掲げる事業は、それが社会福祉事業であると否とを問わず、その事業の裏付けとなる資産を備えることを要し、それがまた法人の事業計画、収支予算書等と一体となり、さらに、法令その他で定められた必要な要件を具備していることが要求されています。

なお、社会福祉事業のために使用する土地及び建物について、都市計画法、建築基準法等により制限を受ける場合や許可等が必要になる場合があるので、事前に確認が必要です。

別表1

主な第1種社会福祉事業（法第2条第2項）

根拠法	事業	県庁担当課	備考
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設の経営 ・ 更生施設の経営 ・ その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設の経営 ・ 生計困難者に対して助葬を行う事業 	地域福祉課 // // //	
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院の経営 ・ 母子生活支援施設の経営 ・ 児童養護施設の経営 ・ 障害児入所施設の経営 ・ 児童心理治療施設の経営 ・ 児童自立支援施設の経営 	児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課 児童相談支援課 障がい福祉課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課	
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームの経営 ・ 特別養護老人ホームの経営 ・ 軽費老人ホームの経営 	長寿介護課 // //	(注3)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設の経営 	障がい福祉課	
困難な問題を抱かえる女性への支援に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性自立支援施設の経営 	家庭福祉・施設整備課	
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設の経営 ・ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 	地域福祉課 //	

根拠法	事業	県庁担当課	備考
民間のあっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	・養子縁組あっせん事業	児童相談支援課	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	・母子家庭日常生活支援事業 ・父子家庭日常生活支援事業 ・寡婦日常生活支援事業 ・母子・父子福祉施設の経営	家庭福祉・施設整備課 // // //	母子・父子福祉センター
老人福祉法	・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・複合型サービス福祉事業 ・老人デイサービスセンターの経営 ・老人短期入所施設の経営 ・老人福祉センターの経営 ・老人介護支援センターの経営	長寿介護課 // // // // // // // // // //	(注3) // // // // // // //
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・障害福祉サービス事業 ・一般相談支援事業 ・特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターの経営 ・福祉ホームの経営	障がい福祉課 // // // // //	
身体障害者福祉法	・身体障害者生活訓練等事業 ・手話通訳事業 ・介助犬訓練事業 ・聴導犬訓練事業 ・身体障害者福祉センターの経営 ・補装具製作施設の経営 ・盲導犬訓練施設の経営 ・視聴覚障害者情報提供施設の経営 ・身体障害者の更生相談に応ずる事業	障がい福祉課 // // // // // // // //	点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設 (注1)
知的障害者福祉法	・知的障害者の更生相談に応ずる事業	障がい福祉課	(注1)

根拠法	事業	県庁担当課	備考
生活困窮者自立支援法	・認定生活困窮者就労訓練事業	地域福祉課	
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 ・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業 ・隣保事業 ・福祉サービス利用援助事業 ・第1種及び第2種社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業 	<p>地域福祉課</p> <p style="text-align: center;">//</p> <p>地域福祉課</p> <p>長寿介護課</p> <p style="text-align: center;">人権課</p> <p>地域福祉課</p> <p style="text-align: center;">//</p>	<p>(注2)</p> <p>社会福祉協議会の主たる事業はこれに当たります。</p>

注1 相談事業は、各種法制度に対する正しい理解、施設の状況等の的確な把握ができていない者が行うことが適当と考えられており、現在、地方公共団体が広汎に実施するようになってきています。

そのため、社会福祉法人審査基準（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）においても、「公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱う」とされており、公的相談機関との重複を避け、かつ、主に従来からの実績を判断し、持続性及び安定性のあるものについてのみ社会福祉法人の設立が認められます。

注2 無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業についての基準は、それぞれ厚生労働省社会・援護局、老健局長連名通知において示されています。

注3 老人福祉法上の事業名と介護保険法上の事業名との比較は、次のとおりです。

老人福祉法	介護保険法
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
老人デイサービスセンター	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第1号通所事業
老人短期入所施設	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第1号訪問事業
老人デイサービス事業	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第1号通所事業
老人短期入所事業	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
複合型サービス福祉事業	複合型サービス